

三次市立三次小学校改築工事基本・実施設計業務の公募型プロポーザル説明書

1 趣旨

三次市の学校施設は、昭和40年代から平成20年代までの間に建築されており、なかでも昭和40年代後半から昭和60年代前半に多くの施設が建築されています。学校施設の耐震化については、平成26年度までに市内全学校施設の耐震化を図りましたが、老朽化については築30年以上の施設が約7割と大半を占める状況であり、今後は大規模改修や建替えなど教育環境の整備が喫緊の課題となっています。

そのような中、老朽化対策を着実にかつ計画的に実施するため、令和2年度に文部科学省の示す基準に基づき各学校の劣化状況調査を行いました。この調査の結果や学校施設の築年数など総合的に評価した結果、三次市立三次小学校を事業優先度の最も高いランクに位置付け、改築に係る検討に着手したものです。

これからの学校施設は、新しい時代の学び舎として実空間の価値を重視し、全ての子どもたちの可能性を引き出すことのできる、「学びの場」として、衛生的かつ快適で温かみがあり、変化に対応する柔軟性や可変性を有し、多様な学習活動への対応が必要となります。

また、これからの学校運営においては、教職員はもとより多様な人材による支援が前提となるため、多くの関係者が連携しやすく円滑に執務できる空間、オンライン教育等へも対応できる空間等「はたらく場」としてふさわしい機能と空間を確保することも必要となります。

加えて、学校は地域コミュニティにとっても多様な役割を担っており、学校と地域や社会が連携・協働できる「共創の場」を生み出していく必要もあります。

これら様々な場となりえる新たな学校施設の設計にあたって、高度な発想力・設計能力、豊富な経験等を有する最適な設計者を選定するため、公募によるプロポーザルを実施します。

2 業務の概要

(1) 業務名 三次市立三次小学校改築工事基本・実施設計業務

(2) 業務内容等

ア 業務概要 三次市立三次小学校改築及び放課後児童クラブ新築工事に伴う基本・実施設計

イ 業務場所 三次市立三次小学校（三次市三次町1851番1）

ウ 履行期間 契約締結の翌日から令和5年6月30日（金）まで

エ 業務内容

○合意形成支援

- ・今後設置を予定している、学校関係者や住民をはじめとする関係者との（仮称）検討委員会での、関係者の意見聴取・合意形成支援業務

○基本設計業務

- ・建築（構造）に関する基本設計
- ・外構計画に関する基本設計
- ・電気設備に関する基本設計
- ・機械設備に関する基本設計
- ・備品に関する計画
- ・省エネ性能に関する検討

- ・「三次市立三次小学校改築基本構想」に基づく基本設計を行う。
- ・対象となる建物の現状及び改築後の建物規模等については、別添1による。

○実施設計業務

- ・建築（構造）に関する実施設計
 - ・外構計画に関する実施設計
 - ・電気設備に関する実施設計
 - ・機械設備に関する実施設計
 - ・備品に関する計画
 - ・既存建物解体に関する実施設計
 - ・積算業務
 - ・各種法的手続きに必要な申請書作成及び申請
- ※詳細については、別紙9の特記仕様書による。

(3) 参考業務規模

本業務の参考業務規模は、90百万円（税込み）程度です。

(4) 設計条件等

特記仕様

別紙9「建築設計業務委託特記仕様書（案）」のとおりです。

(5) 施設計画の基本条件

ア 必要諸室

- ・施設の検討に当たっては、別添1「想定諸室と考え方」を参考として計画してください。なお、ここで示す諸室構成や面積については想定（目安）であり、変更する可能性があります。

イ 敷地利用・配置計画

- ・現地建替えとします。
- ・校舎は改築とします。
- ・既存の屋内運動場及びプールは長寿命化改修予定です（業務内容には含まれていませんが、技術提案書において合わせて提案されることを妨げません。）。
- ・既存の調理場については、学校給食のセンター化に伴い廃止します。
- ・同一敷地内に放課後児童クラブを新設（新築）します。
- ・近隣の住戸や周辺環境について、日照・採光・通風・騒音等にできる限り配慮した計画としてください。

ウ 建設工事費

プロポーザルにおける想定事業費は、2,300百万円程度です。

技術提案内容を踏まえ概算工事費を様式8へ記載してください。記載に当たっては、提案内容の技術的な実現可能性や設計段階における具体的要望の反映等を考慮し、最小の投資で最大の効果を得られる経済的な提案としてください。事業費には新築工事(小学校, 放課後児童クラブ), 外構整備, 駐車場整備を含み, 既存校舎の解体費用は含みません。なお, 提案内容の実現に仮設校舎が必要な場合は仮設校舎に関連する経費を含みます。

なお, 受注者の責めに帰すべき事由により, 三次市との協議により決定した工事費内に納まった設計図書の納品ができない場合は, 損害賠償の請求や契約解除を行うことがあるので留意してください。

3 審査方法

提出された、参加表明書及び技術提案書に基づき審査し、特定者及び次点者各1者を特定します。なお、技術提案書の審査については公開によるヒアリングを実施します。詳細は、「9 審査（参加表明書）」及び「11 審査（技術提案書）」をご覧ください。

なお、技術提案書の提出に当たっては、評価テーマに対する提案を行ってください。

評価テーマ

①テーマ1 「個別最適で効果的な学びを可能とする施設」について

学習指導要領総則では、「個別最適な学び」について「指導の個別化」と「学習の個性化」に整理されており、児童が自己調整しながら学習を進めていくことができるよう「個に応じた指導」の重要性が指摘されています。

「指導の個別化」は一定の目標を全ての児童が達成することを目指し、個々の児童に応じて異なる方法等で学習を進めることです。本市では、1つのクラスを2つに分けた少人数での学習や、学習内容の習熟の程度に応じた学習を行っています。また、補充的・発展的な学習活動や、教師連携による指導体制を確保するなど、指導方法や指導体制の工夫改善により、個に応じた指導の充実を図っています。

「学習の個性化」は個々の児童の興味・関心等に応じた異なる目標に向けて、学習を深め、広げることを意味します。本市では、学習の中で身につけた知識や技能を活用しながら、児童の興味・関心に応じた、課題の設定、情報の収集、整理・分析、まとめ・表現を行う活動を進めています。

また、一人ひとりの個性や可能性に対応するICT等の効果的な活用も推進しています。

これらの視点に配慮しつつ、次の点について提案をしてください。

- ・一斉指導による学習以外に、チームティーチング（複数教員による協力的指導）による学習、個別学習、少人数指導による学習、グループ学習、複数学年による学習等の多様な学習内容や学習形態による活動が可能な施設
- ・児童の学習の成果の発表、ICTの活用などに対応するための多目的な空間を確保するなど、児童の主体的な活動を支援する工夫や児童のもつ豊かな創造性を発揮できる空間を確保した施設

②テーマ2 「特別支援教育を可能とする施設」について

教育上特別の支援を必要とする児童の障害種別から生じる困難さに応じて、指導内容や指導方法を工夫することが重要です。活動を行う場合に生じる個々の困難さが異なることに留意し、個別の指導が可能となる施設の整備が必要となります。

本市では、「個別の支援計画」に基づき、一人ひとりの特性に応じた指導を落ち着いた空間で行うとともに、障害のある児童と障害のない児童が、可能な限り同じ場で学んでいます。

また、障害のある児童と障害のない児童が、各々の教育的ニーズに応じ、安全かつ円滑に交流し共同学習するとともに、通常の学級に在籍しながらも、一部特別な指導を必要とする児童に対しては、障害に応じた指導を行う通級指導も行っています。

これらの視点に配慮しつつ、次の点について提案をしてください。

- ・普通教室数との補完関係を念頭に、特別支援学級を必要とする人数の変化に対して適切な数の個別学習室を確保することができ、小集団による指導をすることが可能となるフレキシブルな施設計画
- ・各々の教育的ニーズに応じたインクルーシブ教育に配慮した施設計画

③テーマ3 「地域と連携して子どもたちを育む施設」について

近年、急激な社会の変化に伴い、学校と地域を取り巻く課題はますます複雑化、多様化しています。そうした状況の中、「よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創る」という新学習指導要領の目標を学校と地域が共有し、未来の創り手となるために必要な資質・能力を育む「社会に開かれた教育課程」の実現に向けて、相互の連携・協働のもとに学校づくりと地域づくりを進め、一体となって子どもたちの成長を支えていくことが必要となっています。

本市では、学校と地域住民等が力を合わせて学校運営に取り組む「コミュニティ・スクール」と、学校と地域が相互にパートナーとして行う「地域学校協働活動」の一体的な実施を推進しており、地域住民による図書室整備や読み聞かせ、子どもの居場所づくりを行っています。

これらの視点に配慮しつつ、次の点について提案をしてください。

- ・児童及び来校者の動線とセキュリティ範囲を踏まえたうえで、地域の特色や独自性を活かし、学校と家庭や地域との連携・協働を図ることができるエリアの確保や「場」のある施設

④テーマ4 「学習環境や周辺環境に配慮した計画」について

学校は、児童が集い、人と人との触れ合いにより人格の形成がなされる場であり、学校という場において、児童が生き生きと学習や運動等の活動を行うためには、児童の安全の確保が保障されることが不可欠の前提となります。特に計画地は、洪水の想定エリア内に立地するため、水害リスクへ対してソフト面に加えハード面でも一定の配慮が必要となります。

また、建替え工事期間中は騒音の発生や、運動場の限定的な利用等、通常の学校運営とは異なる環境が長期間続くこととなるため、学習環境への影響をできる限り少なくすることが求められます。

加えて、学校周辺地域においては、改築に伴う環境の変化を不安視する声もあり、日照や騒音、プライバシーの確保、建築地を中心とした地域の景観への配慮など、周辺地域への影響に配慮することも求められます。

これらの視点に配慮しつつ、次の点について提案をしてください。

- ・工事施工中においても、学習環境の継続性を確保するとともに、児童の学習環境や学校周辺地域への影響を最小限とする施工計画
- ・地域の景観や、近隣に対する日照、プライバシー等に配慮した施設配置や施設計画

4 日程

項目	日程
公募型プロポーザル 公示	令和4年7月 1日(金)
現地調査	令和4年7月15日(金)
質問書提出期限	令和4年7月20日(水)
質問に対する回答	令和4年7月29日(金)
参加表明書等の提出期限	令和4年8月10日(水)
技術提案書の提出期限	令和4年9月 1日(木)
技術提案書の審査(公開ヒアリング)	令和4年9月10日(土)
審査の結果発表	令和4年9月中旬

5 審査機関

技術提案書の特定に係る審査は、三次市立三次小学校改築工事設計者選考審査委員会(委員は別紙1を参照)が行います。

6 担当課

〒728-8501 広島県三次市十日市中二丁目8番1号

三次市教育委員会事務局 学校教育課

電話：0824-62-6344 FAX：0824-62-6288

電子メール：gakkou@city.miyoshi.hiroshima.jp

7 参加表明書の提出者の資格要件

(1) 参加に対する制限

- ア 参加表明書及び技術提案書の提出は、1事務所につき1申請とします。
- イ 参加表明書及び技術提案書の提出者は、業務の一部を協力事務所に再委託することができます。ただし、総合の分担業務分野は再委託できません。
- ウ 参加表明書及び技術提案書の提出者は、他の参加表明書及び技術提案書の提出者の協力事務所として、本プロポーザルに参加することはできません。
- エ 三次市立三次小学校改築工事設計者選考審査委員会の委員又は委員が関係する建築士事務所に所属する者は、本プロポーザルに参加することはできません。

(2) 参加表明書及び技術提案書の提出者に要求される資格

- ア 建築士法(昭和25年法律第202号)第23条の規定に基づく、一級建築士事務所の登録を受けたもの
- イ 令和3年度・4年度三次市測量・建設コンサルタント等業務入札参加資格者名簿に記載され、「建築一般」に部門登録があるもののうち、希望業務として「意匠」を選択しているもの
- ウ 広島県の令和3年度・4年度の測量・建設コンサルタント業務(建築関係建設コンサルタント業務)の「建築一般」又は「意匠」の入札参加資格の認定を受け、かつ格付がAに認定されているもの
- エ この公告の日から契約までの間においても、三次市の指名除外措置を受けていないもの
- オ 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者

- カ 民事再生法（平成11年法律第225号）又は会社更生法（平成14年法律第154号）の適用を申請した場合にあっては、裁判所からの更生手続開始決定がされている者
- キ 広島県内に本社・本店を有しているもの
- ク 他の設計共同体の構成員や協力事務所として、今回のプロポーザルに参加していないもの
- ケ 市税等を完納しているもの
- コ 過去20年以内に小・中・高等学校の新築工事の実施設計を受注し、その施工が問題なく完了している実績があるもの

(3) 配置する技術者に要求される資格

- ア 「建築設計業務等委託契約約款」第14条に基づく管理技術者（以下「管理技術者」という。）1名を配置することとし、当該管理技術者は一級建築士であること。
- イ 管理技術者の下に、次表の分担業務分野に示す主任担当技術者を各1名配置すること。なお、管理技術者と各主任担当技術者は、兼務していないこと。

分担業務分野	業務内容
総合	建築物の意匠に関する設計並びに意匠，構造，設備に関する設計をとりまとめる設計
構造	建築物の構造に関する設計
電気	建築物の電気設備，昇降機等に関する設計
機械	建築物の給排水衛生設備，空調換気設備等に関する設計
積算	上記設計に係る積算

注) 主任担当技術者とは、管理技術者の下で各分担業務分野における担当技術者を総括する役割を担う者としてします。

- ウ 主任担当技術者は他の分担業務分野の主任担当技術者を兼務していないこと。
- エ 管理技術者及び総合の分担業務分野を担当する主任担当技術者は、参加表明者の組織に所属していること。

(4) 業務の一部を再委託する場合の協力事務所に要求される資格等

この公告の日から契約までの間においても、三次市の指名除外措置を受けていないこと。なお、総合の分担業務分野は再委託しないこと。

8 参加表明書の作成等

(1) 参加表明書の提出

本プロポーザルに参加しようとする者は、参加表明書を担当課に提出してください。

ア 受付期間

令和4年7月6日（水）から令和4年8月10日（水）まで

イ 提出場所及び方法

担当課へ持参又は郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る。以下同じ。）してください。提出に要する費用の負担は提出者の負担となります。

持参される場合は受付期間の三次市の休日を定める条例（平成16年三次市条例第2号）に基づく市の休日（以下「休日」という。）を除く毎日9時から17時15分までとします。（郵送の場合には令和4年8月10日（水）17時15分必着とします。）

ウ 提出書類

参加表明書（様式1から様式5）を各1部（左綴じ）及び電子データ（様式1から様式5：Word及びPDF、添付資料：PDF）をCD-Rに保存したもの1部を揃えて、提出してください。

（2） 記載上の留意事項

各様式とも1枚に収めてください。書類の作成に用いる言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）によってください。

文章の文字サイズは8.0ポイント以上とし、判読できるものとしてください。

ア 様式1（参加表明書）

提出者及び作成者を記載してください。

また、提出者としての資格要件等を満たしている場合は、□にチェックを記載してください。

イ 様式2（提出者の経歴等）

提出者について、次のとおり記載してください。

① 名称

提出者の名称を記載してください。

② 提出者の業務の実績（提出資格項目）

提出者の平成14年4月以降の業務で公告日までに業務完了している小・中・高等学校の実施設計実績を、1件記載してください。

③ 提出者の業務の実績（評価項目）

平成24年4月以降の業務で公告日までに業務完了している小学校の実施設計実績を、1件記載してください。

ウ 様式3（管理技術者の経歴等）

管理技術者について、次のとおり記載してください。

① 氏名

技術者の氏名を記載してください。

② 所属、役職

技術者の所属する組織及び役職を記載してください。

③ 保有資格

技術者の保有する一級建築士の登録番号を記入するとともに、資格を証明する書類（免許証の写し等）を提出してください。

④ 業務の実績

管理技術者が担当した平成24年4月以降の業務で公告日までに業務完了している小学校の実施設計実績を、1件記載してください。ただし、増築工事の場合は、増築部分を対象として記載し、また、複合用途の建築物の場合は、全体部分と該当部分の内訳が分かるように記載してください。

なお、再委託を受けた業務の場合、発注者欄に契約相手方を記載し、事業主を（ ）書きしてください。

⑤ 継続教育（CPD）

継続教育（CPD）に係る時間を取得している場合は、前年度（4月1日～翌3月31日）における認定時間を記載し、「建築CPD運営会議」が証明する写しを添付してください。

エ 様式4-1、4-2、4-3、4-4、4-5（主任担当技術者の経歴等）

主任担当技術者別に、様式3と同様に記載してください。

「③ 保有資格」については、技術者の保有する資格のうち、次の資格評価表に記載された当該分野の資格を記載するとともに、当該資格を証明する書類（資格者証の写し等）を添付してください。

資格評価表

分担業務分野	評価する技術者資格
総合	一級建築士
	二級建築士
構造	構造設計一級建築士
	一級建築士
	二級建築士
電気	設備設計一級建築士
	一級建築士
	建築設備士
	技術士（業務に係るものに限る※1）
	一級電気工事施工管理技士
二級電気工事施工管理技士	
積算	建築コスト管理士
	建築積算士

※1 分担業務分野の電気に係る技術士については、第二次試験のうち技術部門を電気・電子部門又は総合技術監理部門（選択科目を電気・電子部門に係るものとするものに限る。）に合格したものに限り。

オ 様式5（協力事務所の名称等）

業務の一部を再委託する場合には、協力事務所の名称、再委託する理由及び内容等を様式に従い記入してください。

9 審査（参加表明書）

三次市立三次小学校改築工事設計者選考審査委員会で、提出された参加表明書の評価を行います。

評価基準等

別紙2「参加表明書の評価基準」のとおりです。

10 技術提案書の作成等

（1）技術提案書の提出

参加表明書を提出した者は、技術提案書を担当課に提出してください。

ア 受付期間

令和4年7月11日（月）から令和4年9月1日（木）まで

イ 提出場所及び方法

担当課へ持参又は郵送してください。提出に要する費用の負担は提出者の負担となります。

持参される場合は受付期間の休日を除く毎日9時から17時15分までとします。（郵送の場合には令和4年9月1日（木）17時15分必着とします。）

ウ 提出書類

技術提案書（様式6）は1部、技術提案書（様式7、様式8）は20部（カラー使用可）、技術提案書（様式8、A2拡大版）を1部（カラー使用可）、及び電子データ（様式6及び様式7：Word及びPDF、様式8：PDF）をCD-Rに保存したもの1部を揃えて、提出してください。

なお、技術提案書（様式7、様式8）には提出者（協力事務所を含む。）を特定することができる内容の記述（具体的な社名等）はしないでください。

また、技術提案書（様式6から様式8）の各1部の裏面に提出者名を記載することとし、残りの19部及び全ての面には提出者（協力事務所を含む。）を特定することができる内容の記述（具体的な社名等）はしないでください。

（2）記載上の留意事項

各様式とも1枚に収めてください。書類の作成に用いる言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法によってください。

文章の文字サイズは8.0ポイント以上、イメージ図等の注釈は6.0ポイント程度以上とし、判読できるものとしてください。

様式7及び様式8の作成に当たっては、基本的考え方を文章で簡潔に記載することを原則としますが、文章を補完するための最小限のイメージ図、模式図、概念図や、既存建築物の写真等の使用は認めます。（引用した既存建築物の名称は具体的に記入してください。）

なお、様式8の作成に当たっては、提案内容を具体的に表現するためのスケッチ等を、規定する範囲（300平方センチメートル以内の大きさで位置は任意）1箇所限定して記載することを認めます。（別紙5を参照してください。）

提出書類について、この説明書及び別紙の書式に示された条件に適合しない場合は無効とすることがあります。（別紙4を参照してください。）

ア 様式6（技術提案書）

技術提案書の提出者が、他の建設コンサルタント等の協力を得て、又は学識経験者の援助を受けて業務を実施する場合には、技術提案書にその旨を明記してください。

イ 様式7（業務実施方針及び手法）

業務の実施方針、取組体制、コスト管理に関する工夫及び関係者を対象とした、意見聴取や合意形成に向けた取組体制（様式8に記載する内容を除く。）等を簡潔に記述してください。特に、今後設置を予定している、学校関係者や住民をはじめとする関係者との（仮称）検討委員会での、関係者の意見聴取・合意形成支援業務への取組方針、設計スキーム等について記載してください。

なお、技術提案書の提出者が、他の建設コンサルタント等の協力を得て、又は学識経験者の援助を受けて業務を実施する場合には、技術提案書にその旨を明記してください。

ウ 様式8（評価テーマに対する提案）

カラー使用可とし、評価テーマについて、A3用紙1枚片面（横使い）にまとめてください。

「3 審査方法」の4つの評価テーマに対する技術提案を記述してください。

なお、概算工事費（税抜き）は、必ず、記載してください。

11 審査（技術提案書）

三次市立三次小学校改築工事設計者選考審査委員会で公開によるヒアリングを実施した上、提出された技術提案書の評価を行い、設計者の候補者（以下「候補者」という。）として、特定者1名、次点

者1名を特定します。

(1) ヒアリングの実施

令和4年9月10日(土)

ヒアリングは技術提案書のプレゼンテーション及び質疑応答により行います。なお、ヒアリングは公開で行います。

ヒアリングの詳細は、参加表明書提出者に別途連絡します。

なお、ヒアリング会場において、様式8(A2拡大版)を掲示し、公表する予定です。

(2) 審査の評価基準等

別紙3「技術提案書の評価基準」のとおりです。

(3) 特定結果の公表

令和4年9月中旬

なお、特定結果(特定された提出者名等)及び技術提案書の一部(様式8)は、別紙7の様式で三次市ホームページに掲載するなど、公表することとしています。

(4) 非特定理由に関する事項

ア 提出した技術提案書が特定されなかった者に対しては、特定されなかった旨とその理由(非特定理由)を書面により通知します。

イ アの通知を受けた者は、通知した日の翌日から起算して7日(休日を除く。)以内に、書面(様式は自由)により、三次市長に対して非特定理由について説明を求めることができます。

ウ イの回答は、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して10日(休日を除く。)以内に書面によって行います。

エ 非特定理由の説明を求める書面の受付場所及び受付時間は次のとおりです。

(ア) 受付場所 担当課に同じ

(イ) 受付時間 9時から17時15分まで(休日を除く。)

12 現地調査

現地調査可能日時は令和4年7月15日(金)10時から12時までとします。

参加希望者は、7月13日(水)の12時までに、担当課へ、事務所名、担当者氏名、参加人数、連絡先(電話、ファクシミリ番号、電子メール)を記載のうえ、電子メール又はファクシミリにより申し込んでください(様式は自由です。)。参加人数は申込状況により、制限させていただくことがあります。

当日の受付場所及び現地調査可能時間については、7月14日(木)の17時までにお知らせします。なお、参加表明者でなくても現地調査に参加することは可能です。

また、施設管理者へ直接問い合わせることは厳に禁止します。

現地調査可能日以外は、敷地外から見学することはできますが、近隣施設管理者、周辺住民等への配慮をお願いします。

13 説明書に関する質問の受付及び回答

(1) 質問の受付

質問は、質問内容を簡潔にまとめ、郵送、ファクシミリ又は電子メールで担当課へ提出してください。なお、質問書には、担当の部署、担当者氏名、電話、ファクシミリ番号及び電子メールを併

記してください。

(2) 質問の受付期間

令和4年7月4日(月)から令和4年7月20日(水)まで
(郵送の場合は令和4年7月20日(水)17時15分必着とします。)

(3) 質問に対する回答

質問に対する回答は、順次、三次市ホームページ上に掲載します。

なお、最終回答は、令和4年7月29日(金)までに三次市ホームページ上に掲載します。

14 契約書作成の要否等

本業務の契約は、三次市と設計者の2者契約とし、候補者とは見積もり合わせのうえ、契約書を作成するものとします。契約書(案)及び特記仕様書(案)は別紙8、別紙9のとおりです。

15 その他の留意事項

- (1) 本業務の受託者は、基本設計が終了した時点で当該設計に係る工事監理業務に関する見積書を提出してください。
- (2) 手続において使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨に限ります。
- (3) 提出期限までに参加表明書が到達しなかった場合は、技術提案書を提出できないものとします。
- (4) 参加表明書及び技術提案書の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とします。
- (5) 提出された参加表明書及び技術提案書は返却しません。
- (6) 提出された技術提案書の著作権は、その提出者に帰属することとします。
- (7) 提出された参加表明書は、技術提案書の提出者の選定以外に提出者に無断で使用しません。なお、選定に必要な範囲において複製を作成することがあります。
- (8) 三次市は、本プロポーザルについて、公表(ホームページ等)や技術提案書等の展示などを予定しています。特定(次点も含む。)されなかった技術提案書の三次市のホームページ等への掲載を、承諾しない場合には、その旨を技術提案書(様式6)に明記してください。
- (9) 提出された技術提案書の一部(様式8)は、技術提案書の特定後、特定及び次点に限らず、すべて三次市ホームページ等に掲載することとしています。
- (10) 参加表明書及び技術提案書の提出は、1事務所につき1申請とします。
- (11) 提出期限以降における参加表明書及び技術提案書の差替え及び再提出は認めません。また、参加表明書及び技術提案書に記載した配置予定技術者は、原則として変更できません。ただし、病気、死亡、退職等のやむをえない理由が生じた場合には、変更できるものとしますが、同等以上の技術者であるとの発注者の了解を得なければなりません。
- (12) 参加表明書及び技術提案書に虚偽の記載があった場合には、参加表明書又は技術提案書を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して指名除外を行うことがあります。
- (13) 施設管理者へ電話等により直接問い合わせることは厳に禁止します。
- (14) 本業務を受注した建設コンサルタント等(協力を受ける他の建設コンサルタント等を含む。)が製造業及び建設業と資本・人事面等において関連があると認められる場合、当該関連を有する製造業及び建設業の企業は、本業務に係る工事の入札に参加し、又は当該工事を請負うことはできません。
- (15) 三次市立三次小学校改築工事設計者選考審査委員会の委員及び委員が関係する建築士事務所

に所属する者は、本プロポーザルに参加できません。

- (16) 技術提案書（様式8）の作成に当たっては、「2業務の概要」、評価テーマ、別添1を参考としてください。なお、各提案書における設計方針との整合性については、評価に際し考慮されますが、失格要件ではありません。また、提案する小学校及び放課後児童クラブを建設するための概算工事費を必ず記載してください。
- (17) 提出者（提出を予定している者を含む。）又はその関係者は、技術提案書の提出者の選定及び技術提案書の特定に関して、三次市立三次小学校改築工事設計者選考審査委員会の委員に接触することを禁止します。
- (18) 本業務は、プロポーザル方式により設計者を選定するものであるため、具体的な設計内容は、技術提案書に記載された内容を反映しつつ発注者との協議に基づいて決定するものとします。
- (19) 今後の社会情勢や財政事情の変化、その他不可抗力等により、本プロポーザルの日程及び内容が変更又は中止される場合があります。この場合、参加者に対して三次市は一切の責任を負わないものとします。
- (20) 提出者は、参加表明書の提出をもって、本説明書及び添付資料に記載の内容について承諾したものとし、「11 審査（技術提案書）（4）イ」以外の審査方法や審査結果等に対する異議申し立て等は受け付けませんので、ご了承願います。
- (21) ヒアリングを行った者には、ヒアリングにおける技術提案書のプレゼンテーション及びその準備に係る費用として、10万円を支払います。ただし、設計者として契約を締結した者、失格者及びヒアリングを辞退した者は除きます。